

# 等のご案内

●国税庁ホームページに、相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」(\*)を開設し、税制改正の情報のほか、次の情報等を掲載しています。

- 1 相続税の仕組みの分かりやすい解説「相続税のあらまし(平成27年分用)」
- 2 相続税申告書の記載の仕方についてわかりやすく解説した「『小規模宅地等の特例』と『配偶者の税額軽減』を適用した相続税申告書の記載例」
- 3 遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」

※【<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>】

(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き(相続税・贈与税関係)>相続税・贈与税・事業承継税制関連情報)

※公的個人認証サービスに基づく電子証明書の申請受付窓口は、総合窓口課です。内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所では受付できませんのでご了承ください。

公的個人認証サービスに基づく電子証明書についての問/総合窓口課 ☎463-2605

## 申告書の提出・問/朝霞税務署 ☎467-2211 (代表)

(音声案内が流れますので番号の「0」を選択してください)

### 郵送での提出先

〒351-8601 朝霞市本町1-1-46

朝霞税務署 個人課税部門 宛て



税理士会からの  
お知らせ

**税理士会朝霞支部では還付申告相談と  
申告書の作成指導を無料で行います。**

対象者	<p>平成27年分の給与および年金収入が800万円以下で次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎給与所得者で、医療費控除を受ける方</li> <li>◎年の途中で退職された方(退職所得のある方は除く)で年末調整がお済みでない方</li> <li>◎公的年金を受給されている方</li> </ul> <p>※給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。</p>	
会場・日時	<p><b>にいざほっとぷらざ</b> 新座市東北2-36-11 (東武東上線志木駅南口：新座市生涯学習センター4階)</p>	<p>税理士会朝霞支部区域内の 各税理士事務所</p>
	<p><b>2月8日(月)~12日(金) ※11日(木・祝)もあり</b> 午前10時~11時30分、午後1時30分~3時30分</p> <p>※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。 初日および2日目は大変混雑します。混雑時は対応できない場合もあります。できるかぎり午後の時間帯をご利用ください。 生涯学習センターの開館は午前10時からです。10時前に入場はできませんのでご了承ください。</p>	<p><b>2月1日(月)~5日(金)</b> 平成27年分の給与および年金収入が600万円以下の方が対象です。 ※ご希望の方は、事前に税理士会朝霞支部事務局(☎465-0025)へ電話連絡のうえ、ご利用ください。</p>
必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給与所得者…平成27年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本</li> <li>●年金所得者…平成27年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本</li> <li>●医療費控除を受ける方…平成27年中に支払った医療費の明細書、支払った医療費の領収証の原本(あらかじめ集計計算をしておいてください)</li> <li>●生命保険料控除を受ける方…平成27年分の控除証明書の原本</li> <li>●地震保険料控除(旧長期損害保険料を含む)を受ける方…平成27年分の控除証明書の原本</li> <li>●社会保険料控除を受ける方…平成27年中に支払った保険料の金額がわかるもの(国民年金保険料の場合は平成27年分の控除証明書の原本)</li> <li>●印鑑 ●預貯金の口座番号等(申告者名義)がわかるもの ●昨年申告した確定申告書の控</li> </ul> <p>※上記のうち該当するものを必ずご持参ください。</p>	
問	<p>税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025</p> <p>※税理士会朝霞支部では毎週水曜日に無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へご連絡ください。</p>	

# 確定申告相談

税務署からの  
お知らせ

平成27年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書の受け付けは、**「2月16日(火)から3月15日(火)まで(土、日を除く)」**です。  
還付申告の方は、2月16日(火)以前でも提出できます。

## 確定申告書は、自宅のパソコンで作成して郵送が大変便利です！

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑します。申告書の作成には、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、郵送等でご提出ください。

※給与と年金所得がある方の申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっていますので、ぜひご利用ください。  
※入力方法についてのご不明な点は電話で個別にサポートします。

国税庁ホームページ 確定申告

検索



●「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する問い合わせは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へ

### 【ヘルプデスクの受付時間等】

- ・1月12日(火)～3月15日(火)  
月～金曜日(2月11日(木・祝)を除く) および2月21日・28日、3月6日・13日の日曜日  
午前9時～午後8時
- ・上記以外の期間  
月～金曜日(祝日等および年末年始(12月29日～1月3日)を除く)  
午前9時～午後5時

## 確定申告会場の開設期間

- 申告会場**：朝霞税務署 1階(本町1-1-46)
- 開設期間**：2月16日(火)～3月15日(火)  
※土・日曜日を除く。ただし、2月21日・28日の日曜日は開場します。
- 時間**：**受付**／午前8時30分～(申告書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。なお、会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります)  
**相談**／午前9時～午後5時

※確定申告会場の開設日(2月16日)前は、手続きに要する時間が長くなります。

**【注意】 臨時駐車場がなくなります！(平成28年1月～)**  
臨時駐車場としてご利用いただいていた当署隣接地にハローワークが建設されることになりましたので、申告にお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要

件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されなくなりました。

## 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

確定申告の作成に当たっては、復興特別所得税額欄の記載漏れのないようご注意ください。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。プリントアウトした申告書は、添付書類とともに税務署へ郵送してください。送付いただく税務署の宛先も同時にプリントアウトされます。

☎朝霞税務署 (☎467-2211、自動音声で「0」を選択)